

大 市 民 第 440 号  
令 和 元 年 8 月 2 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会  
会 長 坂 元 茂 樹 様

大阪市長 松井 一郎

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（諮問）

令和元年7月1日付け大へ審答申第1号により貴審査会から答申のあった案件番号「平28-6」及び「平28-21」の表現活動（「平28-6」については、同答申において大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当しないとされたものを除く。以下「本件各表現活動」という。）について、同答申に基づき条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当すると認定したので、本件各表現活動に係る条例第5条第1項の規定による表現の内容の拡散を防止するためにとる措置及び公表の内容を別紙1及び別紙2記載のとおりとすることについてご意見をいただきたく、条例第6条第3項本文の規定に基づき諮問します。

## 第1 案件番号「平28-6」について

### 1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

本件表現活動については、すでに、インターネット上のウェブサイト内にあったヘイトスピーチに該当する記事及びコメントを掲載したウェブページが削除され、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

### 2 公表の内容

#### (1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

「保守速報」と題されたインターネット上のウェブサイト(<http://hosyusokuhou.jp/>。以下「本件まとめサイト」という。)の中の特定のウェブページ(以下「本件ウェブページ」という。)に、インターネット上の電子掲示板(2ちゃんねる)に投稿された文章を編集して作成した記事(以下「本件まとめ記事」という。)を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント(以下「本件コメント」という。)とともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動」という。)は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ(以下単に「ヘイトスピーチ」という。)に該当する。

#### (2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

本件まとめ記事には、在日韓国・朝鮮人に対して「外人の癖に何の権利が有って言ってんだ、気に入らないなら日本から出て行けよ」「在日チョンを駆逐排除するのが、むしろ正しい。朝鮮人撲滅」「朝鮮人に市の施設を使わせるなよ」「何で在日調子乗ってんの?」「これってテロリストと同じ思考じゃね?やっぱテロリストミンジョクなんだな朝鮮人って」といった不適切な表現であり、かつ、当該表現の趣旨や内容に沿ったコメントを誘引する文章(以下「本件不適切文章」という。)が掲載され、本件コメントの中の「害人に権利なんかねーんだよ 朝鮮人を日本から叩き出せ!!!!!!!!!!!!!!」「見かけたチョンから始末しろって意味だよね、コレ。」「朝鮮人はしんでください」「ゴミはゴミ箱へ 朝鮮人もゴミ箱へ 焚却処分」「糞食いの分際で人間より上等な身分になったつもりか ころされたいのか」「汚い朝鮮人を徹底的に駆除しろ!」といったコメントによって本件不適切文章による表現の趣旨や内容が顕在化ないし増幅されていた。

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピ

ーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためとった措置の内容

本件表現活動については、既に本件ウェブページが削除されており、2の(2)記載の表現の内容が拡散することないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名

【第1案】栗田 香

【第2案】条例第5条第1項ただし書の規定に基づき、表現活動を行ったものの氏名は公表しない。

第2 案件番号「平28-21」について

1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

後述2の(1)記載の2つの表現活動については、後述2の(3)に記載のとおり、インターネット上で公開されている特定の音声ファイルが削除されており表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の2つの表現活動（表現活動1及び表現活動2。以下「本件表現活動」という。）は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

（表現活動1）

平成28年9月11日、大阪市内にある鶴橋駅の近辺において行った街宣活動

（表現活動2）

上記表現活動1を行った者が、インターネット上で公開されている特定の音声ファイル（以下「本件音声ファイル」という。）を特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に説明文とともに掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

在日韓国・朝鮮人を指して、「朝鮮人が危険だから日本からいらないと言ってるんです。」「朝鮮人を見れば変態と思え」「朝鮮人は犯罪民族」「変態民族」「朝鮮人に気を付けろ」等の発言が繰り返されていた。

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件ウェブページを含むウェブサイトに係るサーバ契約者にサーバサービスを提供しているプロバイダに対し、郵便及び削除依頼フォームからの送付により本件音声ファイルを削除するよう要請した。

なお、その後、本件音声ファイルのURLをブラウザに入力したところ、「Webページが見つかりません HTTP404」などと記載されたウェブ

ページが表示されている。

- (4) 本件表現活動を行ったものの氏名  
川東大了